

移住支援金のご案内

◆申請要件

(1) 下記①～⑧をすべて満たす必要があります。

- ① 令和3年4月1日以降に秩父市へ転入したこと
- ② 申請時において秩父市に転入後1年以内であること
- ③ 申請日から5年以上、継続して秩父市に居住し、かつ、就業先に勤務する意思があること
(5年未満となった場合は返還金が生じます(※1))
- ④ 秩父市への転入直前の10年間のうち通算5年以上、以下のいずれかに該当すること(それぞれに該当する期間の合算可能)
 - ・ 東京23区内に在住
 - ・ 東京都、埼玉県、千葉県または神奈川県(条件不利地域(※2)を除きます)に在住し、東京23区内に通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る)
 - ・ 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学へ通学した経験があり、東京23区内の企業に就職した事があれば、当該通学期間も通算年数に含まれる。
- ⑤ 秩父市への転入直前に連続して1年以上、以下のいずれかに該当すること(それぞれに該当する期間の合算可能)
 - ・ 東京23区内に在住
 - ・ 東京都、千葉県または神奈川県(条件不利地域(※2)を除きます)に在住し、東京23区内に通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る)(※3)
- ⑥ 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 「働くなら埼玉！移住支援金求人サイト」その他各都道府県が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に就職した【就業】
 - ・ プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職しており転勤、出向、出張、研修等の勤務地変更ではなく、新規の雇用である【専門人材】
 - ・ 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思で移住した【テレワーク】
 - ・ 農業、林業、水産業、医療、介護、福祉、建設、いずれかの業種に就業した【関係人口】
- ⑦ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でない
- ⑧ 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 日本人
 - ・ 外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する

(裏面に続く)

(2) 上記⑥で【就業】を選択した場合、さらに下記⑨～⑬をすべて満たすことが必要です。

- ⑨ 勤務地が東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県および千葉県）以外の地域または東京圏内の条件不利地域（※2）に所在すること
- ⑩ 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
- ⑪ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ⑫ 求人への応募日がマッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること
- ⑬ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

(3) 上記⑥で【テレワーク】を選択した場合、さらに下記⑭～⑯をすべて満たすことが必要です。

- ⑭ 転入から申請までの間、勤務日数の1/5を超えて、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたっている
- ⑮ 所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていない
- ⑯ 週20時間以上テレワークを実施すること

(4) 上記⑥で【関係人口】を選択した場合、さらに下記⑰～⑱をいずれかを満たすことが必要です。

- ⑰ 移住支援金の交付申請に係る転入日以前に、秩父市に住民登録があること
- ⑱ 秩父市内の小・中・高等学校（廃止となったものを含む）又は特別支援学校を卒業したこと
- ⑲ 「秩父市へふるさと納税を寄付した経験がある」又は「秩父市お試し居住用住宅を利用した経験がある」こと

(5) 世帯向けの金額（1世帯あたり100万円）を申請する場合、さらに下記⑳～㉓をすべて満たすことが必要です。

- ⑳ 申請者以外の世帯員が移住元で申請者と同一世帯に属していたこと
- ㉑ 申請者以外の世帯員が申請時において申請者と同一世帯に属していること
- ㉒ 申請者以外の世帯員がいずれも令和3年4月1日以降に秩父市に転入し、かつ、申請時において秩父市に転入後1年以内であること
- ㉓ 申請者以外の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと

※1 申請日から3年未満で秩父市から転出した場合、または申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合は全額返還、申請日から3年以上5年以内で秩父市から転出した場合は半額返還となります。

※2 1都3県の条件不利地域は以下のとおりです。

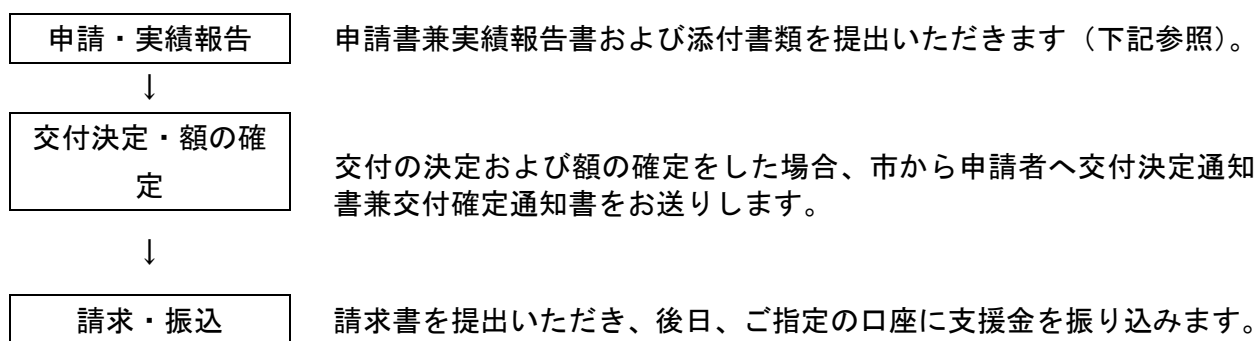
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈島、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※3 東京 23 区内への通勤期間の算定にあたっては、秩父市へ転入する 3 か月前までを 1 年の起算点とすることができます。

◆補助金額

- ・ 単身での移住の場合 1 人あたり 60 万円
- ・ 世帯での移住の場合 1 世帯あたり 100 万円

◆手続きの流れ



◆申請方法

下記①～⑪を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

【全申請者が提出必須の書類】

- ① 移住支援金交付申請書兼実績報告書【様式第 1 号】
- ② 本人確認書類（写真付き身分証明書 等）の写し
- ③ 申請者の住民票（秩父市）の写し
- ④ 移住元の住民票の除票（移住元の住所・在住期間を確認できるもの）
- ⑤ 移住支援金の振込先の預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑥ 移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書【様式第 1 号の 2】

【23 区内通勤者（雇用者）のみ】

- ⑦ 移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書 等）

【23 区内通勤者（法人経営者・個人事業主）のみ】

- ⑧ 移住元での在勤地を確認できる書類（開業届出済証明書 等）
- ⑨ 移住元での在勤期間を確認できる書類（個人事業等の納税証明書 等）

【23 区内通勤者（通学期間を含める）のみ】

⑩ 卒業証書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

【就職・専門人材】

⑪ 就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）【様式第 2-1 号】

【関係人口】

⑫ 関係人口に関する要件の申告書【様式第 2-3 号】

⑬ 就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）【様式第 2-4 号】

【テレワーク】

⑭ 就業先企業等の就業証明書（移住支援金の申請用）【様式第 2-2 号】

⑮ 在職証明書（秩父市移住支援金申請用）

【世帯向け金額の申請者のみ】

⑯ 世帯全員の住民票（秩父市の住民票）の写し

⑰ 移住元の住民票の除票の写し（移住元における世帯員の住所を確認できるもの）

お問い合わせ

秩父市役所 市長室 地域政策課 移住相談センター

〒368-0041 埼玉県秩父市番場町 9 番 5 号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : seisaku@city.chichibu.lg.jp